

産業厚生建設委員会会議録（令和3年12月21日）

出席委員 大浦委員長 青山副委員長 吉森委員 高川委員 原委員 岩城委員
古沢委員

欠席委員 なし

説明のため出席した者 上田市長 石川副市長 網谷産業民生部長 岩城建設部長
黒川農林課長 結城市民健康センター所長 澤口建設部参
事 石川市民課長 石坂生活環境課長 石川福祉介護課長
長崎商工水産課長 小川観光課長 高倉まちづくり課長
藪岸空家等居住対策課長 荒俣公園緑地課長 北島建設課
長 長瀬上下水道課長

参考人 片原力三氏

職務のため出席した事務局職員 藤名局長 中田係長

午前10時00分開会

大浦委員長 ただいまから、令和3年12月定例会産業厚生建設委員会に付託された案件を
審査するため、本日の委員会を開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1、付託案件の審査に入ります。

陳情第1号 滑川市加島町2099の危険建物の件について、陳情者から趣旨説明を行いま
す。

本日は、陳情書を提出された片原力三様においでいただいております。

それでは、趣旨の説明をお願いいたします。

片原参考人 最初に自分がまず話をさせてもらって、その答弁をもらって、それに対し
て質問ができない状態ということは前に分かったので、ちょっと紙に書いてきたので読
ませてもらいます。

平素は、滑川の住民を守り発展するのにご尽力いただき、ありがとうございます。18
歳以下の10万円の給付など、まるでNHKの渋沢栄一を見るようなスピード感にいつも
力強く思っています。昨日、接種証明アプリのマイナンバーカードが読み切れなかつた
ので、先ほども下でちょっと聞いたら、あつという間にしてもらう、この迅速対応には

感動しています。

さて、本題に入ります。

友人に頼まれての2度にわたる行政代執行による空き家除去の陳情書の件ですが、これは富山県にも陳情したんですが、富山県の陳情書の回答は、滑川市が責任を持って解決しますと言っておられましたので、富山県はその動向を見てよろしいですかと連絡がありました。

片原の県への回答と質問は、道路に落下物がたくさん落ちて危険ですが、市役所と相談しますと言いました。今も道路側の2階のアルミサッシガラスと窓台が腐って曲がっていて、いつ落下するかもしれません。歩行者や車にぶつかって事故が起きたら法的に誰が罰せられるんですかと聞いたら、それも含めて滑川市に考えを聞いてくださいとのことでした。

最初の1年以上前の行政代執行の陳情書の回答は、建物の管理者が8月まで壊しますとの回答をもらいましたと。そのとき市担当者から、これからの経緯を片原さんに報告したほうがよいですかとの相談に、結果が出るなら連絡は要りませんが、結果が出ないのなら連絡くださいと伝えました。今年8月18日、近所の友人からメールが入って、空き家解体の話はおじゃんになりましたとの連絡があり、では、市役所は次の手段として、陳情書どおり行政代執行の手続に入ったかもしれんから、市役所から力三へ連絡があると思うので待ちましようと言いました。と市を信用していたんですけど、今日まで回答が得られなくて、再度陳情させてもらいました。すみません。

行政代執行による空き家除去の事務フローチャートを見ましたが、どこまで事務手続が進んでいるのでしょうか。ちょっとそれを聞きたいので。

フローチャートを見ていたんですけど、行政代執行による建物除去に係る事務手続。法、条例、苦情の申出、空き家等の適正管理に関する条例、現場調査、所有者の把握。次、空き家等審議会の設置、協議会の設置、危険度判定の実施、立入調査、助言指導、代執行の検討、勧告、組織的な代執行の意見決定、庁内組織体制の整備、関係機関との連携、意見書提出、公開による登録、聴聞の機会、空家等対策特別措置法第14条の8から、行政代執行の命令、空家対策特別措置法14条3項、空家等の適正管理等に関する条例、関係者への説明、機関の設置及びその市の公示、空家等対策措置法14条11、12。氏名等の公表、解体費の予算措置、解体設計、工事発注方法、命令に従わない場合、代執行可能、空家対策特別措置法第14条9項、警告書による通知、行政代執行第3条1項、

解体設計の実施、解体工事の発注、契約、解体工事の実施、代執行者による通知、行政代執行法第3条2項、代執行の実施、代執行に要した費用の確定、納付命令、督促、財産調査、差押えの実施、差押え不動産の鑑定評価、差し押さえる不動産の公売、売却決定、配当、行政代執行に要した費用の徴収、行政代執行法第5条と一応フロー図が書いてあります。

自分は1年2か月ほど前に陳情させてもらって、そのときの答えは、8月までに当人が壊すという話を聞いたから安心してはいますが、何かあったら連絡くださいねと。あとの細かいのは一々連絡しなくてもいいと信用していたんですが、忙し過ぎてできなかなと思った。選挙もあつたり、いろいろあつたから、そういうことがあつたのかなと思いました。

もうちょっといいですか。もう一つ、この話は言うたら駄目だと言われたけど、不法投棄の陳情書が議会で見送られた理由も分かりましたので、市長さんに直訴状を提出します。滑川市担当局で条例の。駄目？

上田市長 後で下さい。受けます。

片原参考人 はい。

大浦委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの趣旨説明について質疑に入ります。

質疑のある委員の方は挙手を願います。

古沢委員 今、趣旨説明をいただきましたが、当局としては何らかの行動をしておられるんだろうと思っているのですが、現況どうなっているのか取りあえず確認できますか。

大浦委員長 古沢委員、今は。

古沢委員 趣旨だけ。

大浦委員長 ええ。

古沢委員 ならいいですよ。

大浦委員長 ほかにありませんか。

1点だけなんですけど、今回の趣旨説明の一番のものは、行政代執行によって空き家解体をお願いするというものでよろしいですか。

片原参考人 最初は、行政代執行をしてくれというのではなくて、近隣の人と道路を通る人に迷惑をかけないように、最悪、行政代執行をしてでも解体してくださいと陳情しました。

大浦委員長 分かりました。

ほかにご意見ありませんか。

(質疑する者なし)

大浦委員長 ないようでしたら、以上で陳情者の趣旨説明を終了いたします。

片原様、ありがとうございました。

次に、陳情第1号について当局の見解、意見をお聞かせください。

藪岸空家等居住対策課長 それでは、これまでの経緯と現状について報告させていただきます。

当該家屋、土地の所有者は既に死亡しておりまして、また、相続放棄されていることから、令和2年8月から、相続放棄した相続人及び当市の顧問弁護士と家屋、土地の第三者への売却を含めた解決策について協議を進めてまいりました。

顧問弁護士との協議及び関係者との調整を経て、令和3年3月以降、弁護士が当該家屋土地の相続財産管理人となり管理を行っている状況でございますけれども、先般、相続財産管理人から売却のめどが立たないとの連絡を受けたところであります。

当課としても、当該家屋の状態や危険度を把握するため、お隣の方や町内会長さんと複数回にわたり話し合い意見交換等を行うとともに、定期的に当該家屋の状態を巡視しまして、状態変化の確認等を行ってきたところでございます。

このたび、相続財産管理人から当該家屋を含む土地の寄附についての申入れがあったため、寄附を受けた後、市で建物を取り壊す方向で関係者と協議を進めているという状況でございます。

以上です。

大浦委員長 ただいまの説明について質疑に入ります。

質疑のある委員の方は挙手を願います。

岩城委員 ということは、遅くなったけども、取壊しには入るということになるわけね。

藪岸空家等居住対策課長 そのとおりでございます。

岩城委員 目安ちゃおかしいけど、いつ頃の予定になっているんですか。

藪岸空家等居住対策課長 寄附を受けた後、年度内には解体する方向で考えております。

岩城委員 年度内というのは3月末までということだね。

藪岸空家等居住対策課長 おっしゃるとおりでございます。

青山副委員長 そうしましたら、いわゆる相続放棄が起きてから、相続放棄が起こっても

不動産に関しましては多分財産管理ということで、一旦もともとの所有者さんが管理の時期とか専任とかあったはずだと思うんですね。その後と、今の建物管理者である弁護士さんとの協議で、そもそもこの解体の話というのは最初からあったのかなかったのか、お願いします。

藪岸空家等居住対策課長 解体も一つですし、弁護士さんは、この空き家つきの土地を購入したい方がいるかどうかも含めて全国に情報提供されていまして。ですので、売却、解体含めて弁護士さんの管理下に置かれていたという状況であります。当初から解体も含めてということですよ。

青山副委員長 いわゆる遅くなった理由の中で、弁護士さんが結局、売却に向けてという動きもある程度していたんだろうなという形でありまして、現状の写真を見る限りは、市としては売れないだろうという判断で流していたのかどうか、その辺はどうでしょうか。

藪岸空家等居住対策課長 正直、売却は難しいかなと思いつつも、ただ、実際この土地を購入したいという方が現れたのも事実でありまして、結局その話はなくなったんですけども、広い視点で見たら、このような空き家がある土地であっても、購入したいという方はおられたということでもあります。

青山副委員長 我々も今回空き家の実数を調べるのに消防団で見させていただいて、要は現地調査等々伺っております。その中で、今このぐらいの状況にあると確実に目視で危険に属するような、いわゆる危険等の空き家になると思われまますけれども、市のほうでいわゆる措置法に書かれんような内容の建物なんだということを弁護士さんにすぐ伝えてはいたんでしょうか。

藪岸空家等居住対策課長 危険老朽空き家であることは間違いないんですけど、代執行を行うためには、危険老朽空き家の中でもさらに条件が厳しくなりまして、特定空家に認定する必要があります。この空き家が本当に代執行に値する特定空家かどうかは、再度そこで判断すべき状況になるんだと思うんですけども、直ちに解体しないと非常に危険だということまでは考えていなかったということでもあります。

青山副委員長 あと、例えば解体した後、解体したのは多分、建物管理者が最後お支払いになられると思うんですけども、実際問題、弁護士さんが新たな所有者になっているという考え方でよろしいんですか。

藪岸空家等居住対策課長 所有者と言うのかどうか、私も正確にお答えはできないんです

けど、弁護士さんの管理下にあったということは間違いないということによろしいかと思えます。

青山副委員長 善管注意義務だとかいろんな義務が管理者になった時点であると思うので、やっぱり強く言うべきだったと思うんです。今ほど片原さんが言うには、要は長過ぎることで近隣の方が脅かされてきたという状況でありますので、やっぱり弁護士さんにそういう状況を強く促して、今、年度内という話になりましたけれども、もう速やかに私はこの話を進めていただきたいと。そこは最後、要望と意見なんですけれども、再度話しできますか。

藪岸空家等居住対策課長 弁護士さんと再度、連絡を密にしながら速やかに解体に向けて動きたいなと思っております。

大浦委員長 ほかにご意見ございませんか。

原委員 私も要望なんですけど、解体が年度内に決まっているということなんですけれども、今、青山副委員長が言われたように、一日も早くお願いしたい。

それと、積雪の問題で、これからどういうふうに降るか分からんですけれども、過重で倒壊したりということがないように、また巡視、見回り等も含めてお願いしたいと思えます。

上田市長 去年、危ない崩れた家がありました。経験しましたので、速やかにかかりたいと思えます。

以上です。

大浦委員長 よろしいですか。

(質疑する者なし)

大浦委員長 それでは、ないようですので、以上で質疑を終わります。

この後、委員間で協議を行いますので、委員の方は第1委員会へ移動願います。

再開につきましては、事務局から担当部長を通じてご案内いたします。よろしく願いいたします。

では、移動のほうをよろしく願います。

午前10時19分休憩

(委員、第1委員会室へ移動)

(休憩中)

大浦委員長 それでは、陳情第1号について委員間での協議を始めます。

委員の皆さんにお知らせいたします。

滑川市議会基本条例第11条において、「議会は、議員による言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議により、議論を尽くし合意形成に努めなければならない」と定めております。最終的な賛否は委員一人一人の判断となりますが、基本条例の趣旨を踏まえた上で議論を尽くしていただければと思います。

それでは、ご意見ある委員は、挙手の上、発言願います。

岩城委員 何にしても、やるとは言うとするがいやね。それが早い遅いかということ、言っていたよりも遅くなっているというもんだ、実際は。これ、議会がやれって言うたって、やると言うとするがだから、おもしろい話で。これはどうすればいい。賛成、反対か。

古沢委員 要するに、陳情者の陳情に対して委員会としてどう判断するかという結論だけ出せばいい。だから、採択するのか、今の話で言ったら不採択ということは恐らくないと思うんですけど。採択になるか趣旨採択になるか。

岩城委員 採択だけでも、趣旨採択かどちらかということだ。

古沢委員 採択するについても、さっきいろいろ皆様から意見が出ていたように、積雪期が目の前になっているので、年度内というのは3月だから、積雪期どうなるかという心配は一方ではあるちゃね。

大浦委員長 私、事前に空家等居住対策課にも確認しまして、今、危険老朽空き家だということにはなっているんですけども、まだ積雪等に耐えられる強度はあると課は判断しておりまして、説明者が言うほどの今すぐに危険がある家屋ではないという判断をしているということでしたので。

岩城委員 役所はそういう判断をしているのか。

大浦委員長 はい。

青山副委員長 でも、雪が降ったら、あの感じを見たら。

私、いろいろ質問させていただいた中で、弁護士さんがその話が来たときに、途中まで何とかならないかなという雰囲気でもここまで延び延びになってしまって、最初に言っていたこととちょっとずれてきたというのが本音のところだと思います。とはいえ、今こういう状況になってから延び延びになってくるとやっぱりよくないので、私は普通の採択にして、弁護士さんに伝えるためにも、議会はそういう判断をしたというのは示す

べきなのかなと思います。趣旨採択でもいいですけど、趣旨採択にするにしても、早めに壊すようにという付言をつけて趣旨採択かなという感じだと思いますので、皆さんにまたご意見を聞きたいです。

原委員 私、この要旨、4番目に行政代執行というものも書いてあるので、これ、採択にしてもらったら何か言われるのではないかな。今言われたように、趣旨採択でなるべく早く解体というほうが、私はそういう考えであります。

大浦委員長 今、青山副委員長と原委員には、趣旨採択であるか採択であるかの選択をしていただいたので、順に各委員からどちらで考えていらっしゃるか発言願いますか。

吉森委員からお願いします。

吉森委員 私も今の話を聞きますと、この行政代執行、ここにあるので、その辺が引っかかる部分かなというふうに。原委員の言葉から。なので趣旨採択で。ただし要件を付けて。

大浦委員長 古沢委員、どうでしょうか。

古沢委員 行政代執行するときには、一応特定空家という認定をしなきゃならないんですね。まだそこまでやっていないということなんだろうと思うんだけど、やっぱり早く対応しなきゃならないということは共通の理解だと思うので、さっきどなたか言われたように、私としては趣旨採択をして、当局もやるとは言っているわけだけでも、早く手続を進めてほしいということをつけ加えてというふうにしたらどうかなと思っています。

高川委員 私も趣旨採択でいいかなと思います。あとは、それに向けて寄附とか早く受けて進めてもらいたいと思います。

岩城委員 皆さん方と一緒にだと思うので、それこそ趣旨採択は趣旨採択でいいので、皆さん言われるように、一言早くする文言を入れて、そこらあたりで提出すればいいのではないかなと。

大浦委員長 私、さっき趣旨説明の後に、趣旨の大枠は何かというので、行政代執行を凶ってもらいたいというのが、このもともとの陳情書の大枠に感じていたんです。なので、私、最初見たとき、これは不採択だろうという判断をしていたんですけども、先ほど私の質疑に対してそれじゃないとおっしゃったので、ただ、今後の陳情書の在り方を考えると、行政代執行をやって早急に対応してくれと陳情書で書かれれば、これはやっぱり趣旨説明を受けないと分からないんですよ。なので、陳情書の取扱いについても、ま

た議会で何かしら対応していかなければならない部分があるんじゃないかなと思って、今回の説明を受けては趣旨採択でもいいのかなと思いますけども、今、青山副委員長以外は趣旨採択だということでもありますけども、青山副委員長、まあ確認取らなくていいですね、言論の自由ですから。

古沢委員 ちょっと余計なことだけど、片原さんもお存じなんだとは思いますが、行政代執行するときは特定空家に認定する手続が必要なんだという認識からなのかどうか分からんけど、普通の市民から言ったらそんなこと分からんわね。ということだろうと思うので、何を言いたいか訳が分からんかったけど、ま、そういうことや。

青山副委員長 私は別に採択でも、採択かもしくは趣旨採択で付言と言ったので、趣旨採択なら趣旨採択で付言していただければいいんですけども、解体の流れからすると、県に届け出て2週間ぐらいで通知が来たらどの業者でも基本的に壊せますので、処理業者を持っていれば、手短かにやりたいのならそっちのほうが実は早かったりもします。

問題は、弁護士さんがどういうお金の執行をして解体費用を出すかということだと思います。それって結局、今の流れでいくと、普通に壊すのであれば、多分補助金か何かで50万か取られて壊されるんじゃないかなという気がしてまして、行政代執行にしても、結局のところ、最終的に向こうにお金を、いわゆる求償を求めますので、一緒っちゃ一緒なんですけど、より早くやればやっぱり、特定空家にする認定とかは時間がかかると思いますので、趣旨採択でそのまま付言して早期に壊すべしという内容で私はよろしいんじゃないかなということ。

古沢委員 一旦寄附を引き受けるという格好にするわけやろ。

大浦委員長 はい。それも担当課に確認して、専任者はもう弁護士になっていて、いつでも受けられる状態にはなっていて、できる段階にも来ているんです。あとは当局内でどうするか判断になっていきますので、そういったこともなかなか課長もあの場で言えないと聞いておりますので。

それでは、この採決方法に関しましては、採択か不採択、そして趣旨採択、3つの選択方法を入れた形で採決にいたします。

青山副委員長 趣旨採択1択で出して、全員賛成で終わりだと思うんですけど。

岩城委員 みんな趣旨採択だと言っておられたから。

大浦委員長 じゃ、1択でさせていただきます。

岩城委員 最後に、これ、片原さんがこういうふうにして議会の陳情ということになって

いるということは、分からんけども、委員長から当局に対して、例えば、回答なり連絡とか、そういったものがどこまでどういうふうにするのか、それはきちっと報告する義務があると思うので、委員長から当局に対してひとつ言うといてよ。

大浦委員長 分かりました。

古沢委員 恐らく連絡がないことに対する不満もあって議会側へ来たんじゃないかなど。

これは推測だけど。さっき趣旨説明も何かそんな話があったので。

大浦委員長 今回の回答書も当局は準備されているんです。事務局にも頂いておまして、今回のこれが終わった後にその回答書が行く運びとなっていますので。当局としては、やることはしっかりとやられていると伺っておりますので。よろしいですか。

(異議なし)

大浦委員長 それでは、暫時休憩いたします。

大会議室で採決の準備が整い次第、再開いたします。ありがとうございました。

午前10時38分再開

大浦委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

これより陳情第1号に対する討論を行います。

討論を希望される方は挙手を願います。

(討論する者なし)

大浦委員長 ないようですので、これにて討論を終結いたします。

委員より、陳情第1号は趣旨採択とすることの採決をすべきとの申出がありましたので、これより挙手により採決を行います。

陳情第1号 滑川市加島町2099の危険建物の件を趣旨採択とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

大浦委員長 賛成全員。よって、陳情第1号については趣旨採択すべきものと決定いたしました。

午前10時38分議決

大浦委員長 先ほどの委員間討議の中で、行政代執行にかからず早急な対応を図るということが出ましたので、申し伝えます。

以上で、陳情第1号の審査は終了いたしました。

続いて、付託議案の審査に入ります。

議案第66号から議案第69号及び議案第71号から議案第72号までの6議案を一括して議題とします。

議案の説明に当たっては、要点を簡潔にかつ明瞭にされるようお願いいたします。

常任委員会に付託されました予算案の説明については、全体委員会でのみとすることとなっております。よって、議案第66号 令和3年度滑川市一般会計補正予算(第5号)、議案第67号 令和3年度滑川市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、議案第68号 令和3年度滑川市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)、議案第69号 令和3年度滑川市下水道事業会計補正予算(第1号)については、当委員会での説明はしないことといたしますが、当局から追加して説明があればお願いいたします。

北島建設課長 それでは、お手元にお配りしてありますA4の資料、農地災害被害箇所をご覧いただけますでしょうか。

こちらは、議案集66-25ページ、第14款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費、1目農地農業用施設災害復旧費で、補正額321万2,000円を計上しております。災害の発生箇所と被災状況になります。被災箇所は、早月川の西側を流下する大島排水路で、三ヶ地内になります。写真が水路の被災状況になります。水路及び道路法面が延長12メートルにわたり破損したものでございます。

下段の標準断面図が復旧方法を示しておりまして、排水フリームの施設及び道路法面の張りブロックの施工を計画しております。

説明は以上でございます。

大浦委員長 ほかにないようでしたら、質疑に入ります。

質疑のある委員、追加で説明を求めたい委員は、挙手の上、発言願います。

岩城委員 66-17、第4款、感染症予防対策費400万円、マスク配布となっておりますが、これについては、この前の説明によれば第6波の予防とありますけども、これはマスクを誰か、こういう余っているときにマスクをまた欲しいという話もあったわけですか。

上田市長 私が言いました。安心してという意味です。もう少ししてと。そして、マスクが最大のコロナに対する予防になっているからという意味です。第6波への心の準備をするために、形としてしっかりマスクを配布して自分自身を守っていくというふうにしたいと思います。

岩城委員 要は、第6波の予防という形。

上田市長 はい、そうです。

岩城委員 これは家庭に渡すのか、個人一人一人に渡すのか。

石川副市長 家庭に1箱ずつ配布をしたいと思っております。

岩城委員 家庭に1箱ずつ。そしたら、配る方法は。

石川副市長 広報と併せまして、各ところで区長さんと班長さん方にしてもらおうと思
いますけれども、その方をお願いして配布をしていただきたいと思いますと思っております。

岩城委員 広報と一緒に配られるという。

石川副市長 はい、そういうふうに進めております。

岩城委員 ということは、町内会にご負担をかけるということになるわけなので、どう言
ったらいいか、特別に何か手当とか、そういうことは考えておられるのか。

石川副市長 もともと各町内会の皆さんには、広報配布等を含めながら、いろんなお願い
をしておるわけでありまして、マスクにつきましても、やはりオミクロン株とか第6波
とか、もう一回皆さんに気を引き締めていただいて、マスクはシンボルみたいに思っ
ておまして、特にその分の手当というのは考えておりませんが、ぜひ協力をお願い
したいということで、現在お願いをしている最中でありまして。

岩城委員 ということは、年末までということになるから、27か8までにということにな
るがけ。

石川副市長 28日に配布をしたいと思っております。

岩城委員 28。23日に可決してすぐ発注されるのか。

石川副市長 準備につきましても、業者といろいろ話をしておりまして、最終的には議決
をいただいて、正式発注するという運びになると思います。

岩城委員 ということは、年末まで届けたいよということで、一応仮の発注はしてあるわ
けだね。

石川副市長 事前準備ということで、いろいろ業者と話をしております。

岩城委員 分かりました。

青山副委員長 同じ項目で、既に市民の方から何かかんか言われている可能性があるんで
すけれども、その箱の厚みってどのぐらいのものを想定されていますか。

石川副市長 厚さ8センチ。通常の市販されているような種類のものになるかと思いま
す。

青山副委員長 もう意見として多分来ているかとは思いますが、いわゆる一軒一

軒回られる班長さんたちが、ポストの大きさに入らないという問題が出ていまして、8センチだったら。ということは、広報だとそのまま入れるだけなのに、一軒一軒ピンポンして開けてもらうしかないんだろうねという話をされていまして。なので、小分けにしていれば非常に助かるということをおっしゃって。というのも、箱でそのまま、例えばピンポン押していないところは、じゃ、もうしようがないから置いていくとなっても、衛生用品なのでそれも難しいだろうとおっしゃっていて、その辺って何か対策できますか。一手間またかかると思うんですけれども。そういう意見は聞いていませんか。

石川市民課長 市民課のほうから広報配布と同時に配布のご協力をお願いしたいということで、町内会長さん、地区会長さんにご連絡をさせていただいているところがございます。当然、今ほど委員から指摘いただいたとおり、特にアパート関係ですとか、新しい家でもなかなかポストの幅に入らないというお話はたくさんいただいております。その中で市民課でお願いしているのは、あくまでも対面を望んでいるわけではないんですけれども、例えば、年末にかけて集まれる時期ですとか、アパートであれば、例えば公民館に置いてありますので使ってという形の何か対応をお願いできないかという相談はさせていただいておるんですけれども、なかなか置きっ放しはという話をいただいているのも事実でございます。

今回、配布に当たりましては、マスク1箱のほかに当然周知チラシも一緒にお渡しすることにしておりますので、広報配布に併せて、レジ袋ではないですけれども、そういった袋もつけて配布をお願いしたいという話はしております。その中で、袋に入れながら箱を潰して何かという話になると、相当手間がかかることもあるので、町内会長さんたちとも協議しながら、もう半分あるんですけれども、できるだけの対応はしたいなと考えております。

青山副委員長 例えば、私の町内の班は36軒あります。36軒普通にピンポンするのは多分合理的ではないだろうという話で、私に相談があった方は、別にうちの町内の方でもなかったんですけども、そうなれば、今課長が言われるように袋をつけていただいて、例えば、家の配りものをしていたらご存じだと思いますけど、家のポストに入らないとかだったら、箱のある家ももちろんあるんですけれども、ないところは全くないんですね。そういうときどうするかというと、結局、袋に縛ってドアノブか何かに引っかけさせていただくとか、そういった方法しか取れないと思うので、袋は最低限用意していただき

たいんですけど、どうでしょうか。

石川市民課長 配布に当たりましては袋も一緒に用意する予定にしておりますので、全ての世帯分の袋も併せて配布する予定でございます。

青山副委員長 手提げタイプの縛れるようなスーパー袋をお願いします。

石川市民課長 形態につきましてもレジ袋という形になりますので、縛ることも可能でございます。

大浦委員長 ほかに。

古沢委員 確認です。66-16、医療従事者等への支援事業費1,100万円。これは多くを寄附金でということのようなんですが、医療従事者に2万円だったっけ。前回はやられたことがあったと思うんですが、これはざっくり言うと500名ぐらいかなと思うんですけども、前回と同じ規模と言うと変なんですけど、医療従事者というもののくくりとか定義というか。

石川市民課長 医療従事者の支援事業につきましては、市内の病院、診療所に勤務する医師はじめ看護師等です。今、うちらについては大体550名いらっしゃいますので、2万円相当の550名分ということで予算計上させていただいております。

古沢委員 医師、看護師。

石川市民課長 医師をはじめ看護師等ですので、事務職も含んでおります。

古沢委員 これはあくまで原資が寄附金が大半なのでどうかとは思いますが、前、公費でやった場合については、介護職員等でも対象を広げていたことがありますけど、今回は寄附金が原資だからそこまでは考えていないということでしょうか。

石川市民課長 あくまでも寄附者の意向ということで、医療従事者というお話をいただいておりますので、医療従事者に限定させていただいております。

大浦委員長 ほかに。

岩城委員 2つ言います。66-19ページの一番下、創業支援事業費、3件増える見込みなので8件になりますということなんですけど、業種はどういう業種の方々にされるのかと、もう一つは、66-20、観光費、一番上の観光行政推進事業費30万の寄附、これはイベント用に貸出し備品を用意しますということなんですけど、備品とは何ぞやと。それだけです。

長崎商工水産課長 今後3件見込まれるものの業種につきましては、接骨院、出版業、居酒屋でございます。

小川観光課長 備品につきましては、今後、観光協会とも詰めていくこととなりますが、現在、テントですとか非常用発電機などが候補として出ておるものでございます。

以上です。

大浦委員長 ほかに。

合併処理浄化槽設置推進事業なんですけども、当初より見込みが増えたと説明をいただいておりますけれども、制度が変わって3年計画で推進していくという転換でいいんですか。最終年度なのかなと思っておりますけども、この内訳で、従来からの新築であつたりなのか、それともくみ取りだとか単独浄化槽からの転換でこの件数が増えたのか、どちらなのかお聞かせ願いたいなと思うんですけど。

長瀬上下水道課長 すみません。詳しい件数は今ちょっと持っていないんですが、9割はくみ取り、単独浄化槽からの転換でございます。

大浦委員長 それは山加積地区と東加積地区の転換ということで、9割がその2地区の転換ということでよろしいんですか。

長瀬上下水道課長 山加積、蓑輪、大日、千鳥と、ほかに大掛、大窪、栗山は新築のみについて補助をしているものでございます。

大浦委員長 そしたら、新築も入ってきて、単独浄化槽とかくみ取りの転換の件数、結局、山加積、東加積の一部となっていたので、北加積はほぼ入っていないということでよろしいですか。

長瀬上下水道課長 北加積農業集落排水の事業の地区ですので、合併浄化槽等には補助とはしておりません。

大浦委員長 補正予算が出ていますので、その成果等が出ているのかなと認識しているんですけども、多分最終年度だと今認識しているんですけども、この成果はどういうふうにお考えなのかお聞かせ願いたいんですけども。

長瀬上下水道課長 開始の前は合併浄化槽、大体4割ぐらいが設置されていたものでございます。最終年度、今年度末では7割ぐらいの方が合併浄化槽に転換されたということ、転換というか、転換を含めて7割ぐらいになると想定しております。

大浦委員長 ありがとうございます。

そのほか質問ありますか。

青山副委員長 ごみ収集委託料170万円に関して、粗大ごみが増加しましたよという流れなんですけれども、具体的に、結局1メートル以上のものが、いわゆるあそこのストッ

クヤードにお持ちになって増えたという理解でよろしいでしょうか。

石坂生活環境課長 それではお答えいたします。

この予算につきましては、引っ越しや家庭の清掃などで大量に出る、例えばたんすですとか食器といった粗大ごみの運搬なり、町内会のステーションに出すことが難しいものにつきましては、有料で個別収集を行うという事業をしておりますけれども、そういったごみが近年、コロナですとかそういったことで、おうちの片づけ等をやられた方が結構おられたことに伴いごみの量が増えたということで、増額予算の補正をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

青山副委員長 有料だった分の足りなかった分の差額ないし持ち出し分という理解でいいですか。

石坂生活環境課長 こちらは、個人の方が直接公生社に頼まれる業務でございまして、その業務の委託料を市が公生社に委託して実施しております。

すみません。ちょっと説明が足りませんでした。申し訳ございませんでした。家庭から出るごみを個人の方が使用料をお払いになって公生社が収集処分を行うわけですが、そのお支払いになられた使用料を財源にいたしまして、市の委託業務として公生社に委託業務している分でございます。

以上でございます。

青山副委員長 そうすると、純粹にあるものは受益者が負担しているということではないんですよね。

石坂生活環境課長 委員のおっしゃられたとおりでございます。

以上でございます。

大浦委員長 ほかに。

(質疑する者なし)

大浦委員長 ないようでしたら、引き続き予算以外の議案について説明に入ります。

議案第71号 滑川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第72号 滑川市工業振興条例の一部を改正する条例の制定について、順次、当局より説明願います。

石川市民課長 それでは、議案集の71-1ページをお願いいたします。

議案第71号 滑川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてであり

ます。

資料集にて説明をいたします。資料集の7ページをお願いいたします。

まず制定理由でございます。

健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和4年1月1日に施行されることから、当該条例において引用している部分について、所要の改正を行うものでございます。また、平成30年度から、県が国民健康保険の財政運営の責任主体として中心的な役割を担っておりますが、市町村ごとにばらつきのあった事務処理の実施方法について県下統一の運用とするため、改正を併せて行うものでございます。

2番目の改正内容につきましてでございます。

1点目は、第4条関係でございます。児童福祉施設に入所している児童等であって扶養義務者のいない者は、国民健康保険の被保険者としないと規定するもので、県下の条例では明記にばらつきがあったことから、県内市町村の条例において統一的に明記することとしたものでございます。

2点目につきましては、第6条関係でございますが、出産育児一時金の額を40万4,000円から40万8,000円に4,000円増額するものでございます。

なお、産科医療補償制度の対象となる場合は、規則で定めます制度の掛金1万6,000円を加算した42万円を現在支給しておりますけれども、今回掛金を4,000円引き下げ1万2,000円とすることから、合計支給額はこれまでと同様の42万円となるものでございます。

施行期日につきましては令和4年1月1日でございますが、施行の日以後に出産した被保険者に係る出産育児一時金につきまして適用するものでございます。

なお、次ページの新旧対照表につきましては説明を省略させていただきます。

以上でございます。

長崎商工水産課長 続きまして、議案集72-1ページをお願いいたします。

議案第72号 滑川市工業振興条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案資料集で説明させていただきます。9ページをご覧ください。

制定の理由といたしましては、離島振興法第20条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令において、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団

体等を定める省令の一部が令和3年4月1日に改正されたことから、当該条例において引用している部分について、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、条例第10条において、引用省令で規定する対象期間の改正に伴い、当該条例で規定する固定資産税の課税免除の適用期間を延長するものでございます。本県において策定しております地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画であります富山県地域未来投資促進計画の国の同意日、平成29年9月29日でございます。こちらから起算しまして5年内、令和4年9月28日としているものを約半年間、令和5年3月31日までと延長するものでございます。

10ページには新旧対照表を載せております。

なお、施行の期日につきましては公布の日とするものでございます。

以上になります。

大浦委員長 それでは質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手の上、お願いいたします。

古沢委員 今の説明で、出産育児一時金の額の変更に伴って、上乘せされていく出産時の支給については事故の保険のための掛金だったと思うんですが、1万6,000円から1万2,000円に減額になる掛金部分、減額になるのでしょうか。それは大丈夫なのかなと言うと変だけでも、不都合はないんですか。

石川市民課長 条例をメインに説明させていただきましたが、産科医療の補償制度において、当該制度の掛金自身が先に4,000円引き下げられるという結論が出されたところでございます。引き下げることによりまして、社会保障審議会の医療保険部会において議論を整理という形で、支給額42万円は少子化対策も含めて維持したほうがいいという中で、一時金を40万4,000円から逆に40万8,000円に引き上げる形にされて、総支給額を42万円の現状を維持するという形になっているものでございます。

古沢委員 そういう意味では、今の条例とは直接違うのかもしれないけど、説明でそうおっしゃったものだから、あれは出産のときに事故があったときの保険という意味だったと記憶しているので、掛金が減額になることによって、事故の場合の保険の制度の維持そのものは大丈夫なのかなとちょっと不安になったのでお尋ねしたので。

石川市民課長 その辺は大丈夫という認識をしております。

大浦委員長 ほかに。

(質疑する者なし)

大浦委員長 それでは、総括で何かあれば併せて質疑願います。

(質疑する者なし)

大浦委員長 ないようですので、質疑を終結します。

引き続き討論に入ります。

討論をご希望される委員の方はお申出願います。

(討論する者なし)

大浦委員長 討論を終結いたします。

それでは、これより挙手により採決を行います。

議案第66号から議案第69号及び議案第71号から議案第72号までの6議案を一括して採決を行います。

議案第66号 令和3年度滑川市一般会計補正予算(第5号)

第1表 歳入 所管部分

歳出 第3款 民生費(ただし、子ども課所管分を除く)

第4款 衛生費

第6款 農林水産業費

第7款 商工費(ただし、財政課所管分を除く)

第8款 土木費

第14款 災害復旧費

議案第67号 令和3年度滑川市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

議案第68号 令和3年度滑川市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

議案第69号 令和3年度滑川市下水道事業会計補正予算(第1号)

議案第71号 滑川市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第72号 滑川市工業振興条例の一部を改正する条例の制定について

賛成の委員の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

大浦委員長 賛成全員。よって、付託案件、議案第66号から議案第69号及び議案第71号から議案第72号までの6議案については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

午前11時10分議決

大浦委員長 以上で付託案件の審査は終わりました。

日程第2、その他事項で当局の方から何かありましたらお願いいたします。

石川福祉介護課長 お願いいたします。2点ございます。

まず1点目は、第4期地域福祉計画の策定についてでございます。

現在の第3期の計画が今年度いっぱい計画期間を迎えることから、新たに第4期の地域福祉計画、令和4年度から8年度までの計画を策定中でございます。

お手元の資料で、まず1番目、計画策定の背景というところなんですけれども、今回の計画につきましても、第3期の理念を継承しつつも、社会情勢が、支え手が減っている、誰もが支援する側、される側両方に回るという中で、背景の下から2行目、支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、市民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく社会を目指すというところをもって計画を策定中でございます。

基本理念は今回、「私たちみんなでつくろう 元気で幸せに暮らせるまち 滑川」として計画をつくっております。

2番目に、地域福祉計画（個別計画との関係）という図が載っておりますけれども、この地域福祉計画は福祉関係の計画の中の概論、総論に当たるようなもので、個別の数値目標は、その下にあります介護保険事業計画ですとか障害福祉計画の中に含まれております。

2枚目です。3番目の基本目標といたしまして、(1)活動を支える担い手づくり、(2)安心・安全な地域づくり、(3)みんなで支える体制づくりの3本を基本目標に設定しまして、体系的に施策の展開を図るものでございます。

今回の主な見直し事項といたしましては、まず、なかなかまだ認知、浸透が低い成年後見制度の普及啓発や利用促進、再犯防止施策の推進に関する基本的な考え方や展開すべき施策、避難行動、要支援者情報の活用及び個別避難計画作成の推進、複合的な問題解決を目的とした関係機関との協力体制強化を主な見直し事項として挙げております。

今後の予定なんですけれども、現在、12月16日からパブリックコメントを実施しております。1月14日までとなっておりますので、委員さんからも何か意見がございましたら1月14日までお願いします。

それから、そのご意見を踏まえまして、3月中旬までに策定予定としております。

1点目は以上です。

2点目は、国の経済対策といたしまして、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金につきまして、昨日、国の補正予算が成立いたしましたので、23日の最終日にこの臨時特別給付金の予算案につきまして上程したいと思っておりますので、お願いいたします。

今回は、令和3年度分の住民税均等割非課税世帯と新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変したことによって、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯に対し10万円を支給するもの、それから、9月補正でのごとくおりました自立支援金につきまして、その申請期限が3月末まで延長になったことによる補正と2点挙げさせていただきます。

以上です。

大浦委員長 質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手の上、お願いいたします。

地域福祉計画なんですけど、成年後見制度の啓発とかよく出てくるんですけども、これはどれぐらい市民の方々に周知されている制度だと認識されていらっしゃるのでしょうか。

石川福祉介護課長 私自身は任意後見人をやっているような状況ですので、皆さん結構知っているのかなと思っていたんですが、総文消の方とお話をしていたときに、「成年後見って何？」みたいな感じで言われまして、認知度はかなり低いかなと思います。

うちの包括支援センターでありますとか社会福祉係にいろんな相談が寄せられたときに、この方については成年後見を利用するのが適当でないかなというときには御紹介、説明をさせていただいて、実際活用につながったという事例も毎年、数件ではありますがあるような状況です。

大浦委員長 やっぱり言葉というかネーミング的に、難しいイメージをすごく持たれるんじゃないかなというのがあって、私も調べたことがあるんですけど、他市とかで、制度は制度なんですけど、知りたがるような簡単そうなネーミングをつけてやっている自治体ってないのかなと調べたりしたんですけど、やっぱりないんですね。ただ後見制度という制度を見ただけで、なかなか中身まで行かないんじゃないかなという部分があるので、何かしら市民が興味を示すような名前とかに変えられれば、何か考えていただきたいなという、これはお願いなんですけども。

あともう一点なんですけども、私もいろんなほかの障害者福祉計画とか見るんですけども、やっぱり一番難しいのは、支え手の人材不足が全体を通してすごく問題があるん

だと思うんですけど、これが地域福祉計画の大本になるんだったら、人材確保の何かしらのものをこの地域福祉計画に入れるのか、それとも障害者福祉計画とか、そこからいろいろ枝分かれする制度において、各分野においての人材確保方法はその計画で改めていくのか、どちらで対応されるのかお聞きしたいんですけども。

石川福祉介護課長 国の制度ですのでネーミングを変えることはできませんけれども、こんなことで困っているよとか、困ったことないですかということを経験にもっと相談してほしいというところを呼びかけて、少しでもそれに該当しそうな人をこちらで拾えるような状況にもっとしていけばいいかなと考えます。

2点目なんですけれども、あくまでこの福祉計画の中では、個別具体的なところまでは記載しませんので、やはり別の介護事業計画ですとか、そういったところで、もう少し詳細については記載していくような形になります。

大浦委員長 ありがとうございます。

ほかにありませんか。

古沢委員 今の話じゃないんだけど、その他でいい？

大浦委員長 その他事項も含めてよろしいです。

古沢委員 やぶ蛇的になると困るんだけど、富山市さんがごみの有料化云々という報道がありました。この件について、広域圏で処理している一番の大きいところがそういう話が出ているやに伝わっているんですけど、この件については何かお聞きになっておられるでしょうか。

石坂生活環境課長 それではお答えいたします。

今委員がおっしゃられた件に関しましては、こちらとしても報道等で知っておるところでございますが、富山市とかからの詳細な情報はいただいておりますので、細かいお話はこちらでは把握していない状況でございます。

以上でございます。

古沢委員 今日はこれ以上言いません。

原委員 「のる my car」のバス停のことで、ちょっと見直しというか考えていただきたいことがあるんです。というのは、バス停、たくさん作ってもらって利便性がよくなっているんですけども、例えば停車したところが交差点の中とか、うちの宮窪で言うと、Y路地のところにバス停があるんですね。これから冬になると非常に運転が厳しいなという話。それと、横断歩道のところで止まる場所もある。そういうとこ

ろは北加積だけでも、例えば七口であれば公民館の前、バス停前が横断歩道になっている。宮窪で言えば、交差点のところ非常に狭いところで、しかもバス停だと。宮窪台を曲がるころの角にあるものだから、また車のちょっと妨げになるという。北加積だけでも結構いろんなところが見受けられるんですよ。滑川市全体で見直しというか、それをちょっと1回お願いできないかなと。例えば、何メーター上下、先へ行くか手前で止まるかの話だとは思いますが、一回見直しをかけてもらえないかなという意見も住民の方からも来るので、ちょっと見直し、調査してみてください。

石坂生活環境課長 今ほどおっしゃいましたバス停の件につきましては、先日の本会議でもお答えさせていただきましたけれども、バス停そのものを移動するという事になれば、公共交通会議等で諮った上で移動するという形になるものですから、簡単に移動させるということはなかなか難しいんですけども、ただ、今おっしゃいましたように、危険性のあるようなところについては、今うちのほうでも把握するように努めておりまして、また、運用については、今後何か適切なものがあるのかどうかも含めて対応を検討してみたいと考えております。

以上でございます。

大浦委員長 よろしいですか。

(質疑する者なし)

大浦委員長 それでは、以上で産業厚生建設委員会を閉会させていただきます。

お疲れさまでした。

午前11時23分閉会